特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	大田区児童育成手当条例に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、児童育成手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大田区児童育成手当条例に関する事務
②事務の概要	大田区児童育成手当条例に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与するための区の制度 ①申請受付：主に以下4つの申請がある。（受付方法：窓口、郵送、電子申請） ・認定：離婚・死別・未婚などや区外からの転入によって新たに受給資格が生じた場合 ・額改定：未婚での出生、監護の有無、施設入所の有無で増額・減額申請が必要な場合 ・変更：受給者の住所などが変更した場合等 ・消滅：父又は母が婚姻・年齢到達などで消滅する場合 ②審査：申請者からの申請書類を審査する（庁内他部署や他団体から情報提供を受ける） ・申請書記載内容、住記情報、所得情報などを基に、受給資格審査を行う。 ③認定及び通知：区民へ認定及び却下の通知を発送する。 ④手当支給：年3回、区民の口座への振込。 ⑤現況届：毎年6月1日現在の状況を確認するため、児童育成手当の受給者に現況届を送付し、郵送、窓口または電子申請で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、6月分から翌年5　月分までの手当の支給継続を決定する。
③システムの名称	子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条（利用範囲）第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報参照が出来る根拠法令＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条 ・情報連携の対象となる独自利用事務の届出 ＜情報提供が出来る根拠法令＞ 情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部　子育ち支援課
②所属長の役職名	子育ち支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部子育ち支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1275

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部子育ち支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1275
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月23日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月23日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）に則り次の留意事項等を遵守している。 ・個人番号の取得に際しては、申請者よりマイナンバーカードの提示等により個人番号の情報を取得し、その上で真正性の確認を行っている。 ・申請者から個人番号が提供を受けられなかった場合には、基本4情報または住所を含む3情報にて照会することとしている。 ・個人番号との紐づけにおいてはダブルチェックにより処理誤りを防止する体制を整えている。 ・すでに個人情報と紐づけている場合においても、申請者より個人番号の提示を受けて、真正性の再確認を行っている。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとにチェック体制を整え人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・大田区セキュリティ対策基準に基づき、所管部署におけるセキュリティ実施手順を作成、及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、定期的にバックアップを保管している。 ・外部記録媒体に関しては事前に登録した暗号化やパスワードでロックできる媒体のみ使用している。 ・持ち出しに際しては上長の許可と判断を仰ぎ、真に必要な場合以外は持ち出しを認めておらず。返却も必ず上長の確認を受け、持ち出し時と相違が無いかチェックしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月8日	表紙	平成27年12月3日		事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年6月8日	しきい値判断記録票 取扱者数 委事業者など	計画財政部情報システム課	企画経営部情報システム課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年6月8日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	後藤　清	杉村　由美	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年6月8日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報連携の対象となる独自利用事務の届出予定	・情報連携の対象となる独自利用事務の届出	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（別表第二主務省令が制定されたため追記）
平成28年6月8日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	杉村　由美	浜口　和彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成30年5月24日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	浜口　和彦	中村　純子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成30年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成30年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	中村　純子	子育て支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（様式変更に伴う記載項目変更）
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（様式変更に伴う記載項目追加）
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和4年6月14日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法律の改正のため）
令和4年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和4年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	子育て支援システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（誤記の訂正）
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童支援情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	児童支援情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（誤記の修正）
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども家庭部子育て支援課	こども**未来**部子育**も**支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育**も**支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	こども家庭部　子育て支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1274	こども**未来**部子育**も**支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1275	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども家庭部　子育て支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1274	こども**未来**部子育**も**支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話：03-5744-1275	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判定項目 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	**1,000人以上1万人未満**	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月26日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請受付：主に以下4つの申請がある。 ⑤現況届　郵送または窓口	①申請受付：主に以下4つの申請がある。（受付方法：窓口、郵送、電子申請） ⑤現況届　郵送、窓口または電子申請	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月26日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム	子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数　2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年7月23日時点	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない